



社福ファミリーユ高知事件 その11

2争点1(本件懲戒解雇の有効性)についてのつづき

そこで、上記のとおり争いのない事実を前提として、当該言動がパワーハラスメントに該当するかを検討する。まず、原告は、職員が入所者の支援に行き詰った時には、原点回帰して思考を整理するための質問を行ったり、自ら考えることを促したりする旨主張し、原告本人はこれに沿う供述をしているところ、本件センターが、障害があっても自分らしい生活を送ることができるよう、適切な支援を提供し、利用者を主体として、自立と自律を柱とする各々の目標に向けた能力獲得のためのトレーニングを実施すること等を理念、特長としており(甲2)、施設利用者それぞれ障害や個性に応じたサービスの提供を謳っていることからすれば、原告が主張する上記業務方針は、本件センターの理念等と整合するといえ、原告がそのような対応をすること自体は通常の業務指示と評価することができる。そして、Sが行った実習は原告の許可を得ていたものではあるものの、一定の問題が生じていたというのであるから、当該問題に対する対応を含め、実習の目的等を確認することや、改善方法等をSに考えさせることは通常の業務の範疇のやりとりと解される。その他に、原告の言動がSに対するパワーハラスメントに該当すると評価するに足りる具体的な経緯や事情の存在は認められない。

したがって、番号211の言動がパワーハラスメントに該当するとは認められない。

(イ)番号212について

平成23年12月頃、施設利用者の離脱を防ぐため、原告の許可を受けて30分ごとの訪室を実施していたが、それでも離脱があったため、Sが原告に相談をしたこと、Sが、事務所にスタッフがいない間は出口のカーテンを開けて見守りをする方法を提案したが、原告が「事務所は仕事が終わっているのだから、カーテンを閉めます」と応じなかったことは当事者間に争いが無い。

S報告書及び本件調査報告書には、番号212の被告らの主張に沿う内容の記載がある。

しかしながら、これらの証拠の番号212に関する記述には、裏付けとなる客観証拠の不存在等、上記(ア)と同様の問題があるから、その信用性は限定的なものと解さざるを得ず、これらの証拠のみによって被告ら主張の事実を認定することはできない。そして、記録上、被告らの主張を認めるに足りる適切な証拠はない。

そこで、上記のとおり争いのない事実を前提として、当該

言動がパワーハラスメントに該当するかを検討するに、番号212のやりとりは、施設利用者に対する対応に関する通常の業務上の対応といえるものであり、また、Sの提案を原告が採用しなかったことについても、業務遂行の過程において提案内容が採用されないことは日常的に生じる事象であって、本件において上記各対応がパワーハラスメントに該当すると評価するに足りる事情の存在が認められないことからすれば、番号212の言動がパワーハラスメントに該当するとは認められない。

(ウ)番号213について

S報告書及び本件調査報告書には、番号213に関する被告らの主張に沿う記載がある。

しかしながら、これらの証拠の番号213に関する記述には、時期を特定する記載がないこと、Sの勤務状況や当該利用者に関して作成された資料等の客観証拠が存在するはずであるがそれらによる裏付けがされていないことといった上記(ア)と同様の問題があり、その信用性は限定的なものと解さざるを得ず、これらの証拠のみによって被告ら主張の事実を認定することはできない。そして、記録上、被告らの主張を認めるに足りる適切な証拠はない。

したがって、番号213の言動が存在するとは認定できず、これがパワーハラスメントに該当するとは認められない。

(エ)番号311について

原告がTに平成26年11月15日の早出勤を依頼したが、Tが遅刻をしたこと、このことについて原告がTを叱責したことは当事者間に争いが無い。

被告らは、dがTから聞き取りを行った結果であるとする内容が記載された書面にdが署名をした文書(乙11の5。以下「d報告書」という。)を提出し、同書面中には、番号311に関する被告らの主張に沿う内容の記載があり、また、本件調査報告書は、被告ら主張の事実が存在した旨が記載されている。しかしながら、d報告書は、そもそも伝聞内容を記載したものであるから類型的に信用性が高いとはいえない上、その記載内容も時期や状況等の具体的な記載が不足する抽象的なものとどまっている。また、d報告書や本件調査報告書には、Tが精神疾患に罹患した旨の記載やTの勤務状況に関する記載が存在するところ、これらについては、医療記録やTの勤務に関する資料等の客観的な資料に基づく裏付けが可能であるが、そのような客観資料による裏付けもされていない。そうすると、これらの証拠の信用性は限定的なものと解さざるを得ず、これらの証拠のみによって被告ら主張の事実を認定することはできない。

(次号につづく)